

令和２年度 第５回聖籠町補助金等評価調査委員会 議事要旨

日時：令和３年１月２８日（木）午後３時００分から午後４時２０分まで

場所：聖籠町役場３階 大会議室

出席委員：穴戸委員、横山委員、鈴木委員、田中委員、島村委員、阿部委員

事務局：高松副町長、高橋総合政策課長、小林課長補佐、齋藤係長、宮下主任、横山主事

次 第

１ 開会

２ 議事

（１）補助金等の適正化に関する基本方針について

（２）補助金等の評価基準の設定について

３ 閉会

前回の振り返り

○ 事務局から資料№.１「会議内容及び日程について」説明

議事（１）補助金等の適正化に関する基本方針について

○ 事務局から資料№.２「補助金等の適正化に関する基本方針」説明

委員長 パブリックコメントの件数は。

事務局 １１月２７日から１２月２８日の間、役場、図書館、町民会館、保健センターに意見収集箱を設置し、町の広報紙やホームページにも意見募集の記事を掲載していたが、意見はなかった。

委員長 資料№.２の７Ｐの「２ 見直しの手順」についてだが、課単位で進めるのか、それとも補助金単位で進めるのか。

総合政策課長 課単位で進めていく。対象になる補助金は５０件ほどあるため、一日１０件を目途に、５日間で行うことになる。ただ、課によって補助金の数に差があるため、日程によっては何課かまたがる場合もありうる。タイトな日程になっているが、調書をみながら委員から質問してもらう形式となる。

委員長 １件あたり５分から１０分となると、事前説明を抜きにしないと成り立たないと思われる。委員には予習をし、すぐに質問を出せる状態で参加する必要があるということか。

総合政策課長 おっしゃるとおり。委員には1週間前に各課が作成した調書を配付するので、事前に目を通していただきたい。

委員長 当日は時間管理が重要。タイムキーパーを配置するなど工夫していただきたい。

副委員長 資料配布は1週間前ということだが、もう少し早く配付はできないか。

事務局 1週間前とは言わず、できるだけはやく委員に送付できるようにしたい。

ただ、初回については、今回の委員会を受けて調書を作成し、各課に照会する関係から、作成までの時間的余裕がないため、1週間前の送付となってしまう。第2回目以降は、初回よりもはやく送付できるようになると思われるので、ご理解とご協力をお願いしたい。

議事（2）補助金等の評価基準の設定について

- 事務局から資料No.3-1「補助金等の評価基準（案）」、資料No.3-2「聖籠町補助金等チェックシート（案）」説明

副委員長 調書の内容について教えてほしい。どういう形式になるのか。

総合政策課長 基本的には、評価基準と同じ内容について、事業課としての適否を記入してもらう形式を予定している。それに加えて、補助金の交付先の団体決算状況や、他団体における類似の補助金との比較など、参考情報も追加する。

副委員長 費用対効果があるのかなど、専門的知識がなくともわかるような工夫をしていただきたい。

委員長 委員に送付される書類についてもう一度整理する。送付される書類は2つ。1つ目は各課が作成した調書。評価基準に沿って各課が見解を加えているような形式のもの。2つ目は1事業あたり1枚のチェックシート。調書を見ながら委員が指摘事項を記入していくもの。こういったイメージでよろしいか。

総合政策課長 そのとおり。

委員長 資料No.3-2だが、裏面の「見直しの方向性」について、当チェックシートは委員個人が記入するものであることから、「委員会所見」ではなく、「評価者意見」が適切である。

次に、表面の評価基準「公益性」についてだが、「町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）」などは、総合計画に書いてあるか書いていないかというファクトチェック（事実確認）であるため、委員が意見する余地がない。ファクトチェックの類は、委員の負担軽減のためにも、審査対象から外すべきなのでは。

委員 そもそも補助金として支払われている以上、町として公益性について適正と判断していると思われる。委員長に賛同する。

総合政策課長 委員の負担軽減のためにも、そのようにさせていただきたい。

委員長 ファクトチェックとして選定した評価基準は以下の通り。

- ・公益性（町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある））
- ・公平性（補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等））
- ・公平性（申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている）
- ・補助対象の明確化
- ・補助率の適正化
- ・運営費補助から事業費補助への移行

総合政策課長 補助率の適正化については、「特別な理由」があれば適とすることとなっているため、その「特別な理由」が適正かどうかは委員から評価していただきたい。

委員長 その部分は委員の評価が必要である。

委員長 評価方法については、基本的にはファクトチェックと施されていないところについて委員が評価するが、ファクトチェックとしているところについても、意見があれば適宜評価していただいてもかまわないという取扱いでいかがか。

委員 （一同異議なし）

委員 当日までに知りたい情報が事業課から提供されなかった場合でも、評価をしてしまうのか。もしそうなった場合、どう評価すればよいのか。

総合政策課長 委員が知りたい情報がすべて出揃った中で評価していただくことになる。

委員長 できるだけ宿題になることのないよう、事業課にはその場で回答できるよう準備していただくことが重要になる。

総合政策課長 事業課にそのように指示する。

委員 過去の経緯や交付状況などがわかるような資料がほしい。

事務局 承知した。

委員長 補助金が多い事業課は、調書の作成に時間がかかるため、後ろ倒しにした方が負担軽減になるかと思う。スケジュールを工夫してもらいたい。

委員 補助金が町の交付基準を満たしているか否かについては、毎年事業課が確認しているわけではないのか。

総合政策課長 これまで具体的な基準がなかったため、事業課によっては毎年同じ流れで執行しているところもあるかと思う。

委員 そういった事実には驚いている。

委員長 ごもったもな意見。それゆえ、今回、町として基本方針を作り、評価基準を設けるということは重要なことで、その基準に基づき、町が適正に事務を執行しているのか今後も継続的に評価していく必要があると考える。

（文責：聖籠町補助金等評価調査委員会事務局。事後修正する場合があります。）